

令和5年

# 市議会2月定例会議案

令和5年2月21日提出

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和5年度掛川市一般会計予算について	5
議案第 2 号	令和5年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	17
議案第 3 号	令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	21
議案第 4 号	令和5年度掛川市介護保険特別会計予算について	25
議案第 5 号	令和5年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	29
議案第 6 号	令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	33
議案第 7 号	令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	37
議案第 8 号	令和5年度上西郷財産区特別会計予算について	41
議案第 9 号	令和5年度桜木財産区特別会計予算について	45
議案第 10 号	令和5年度東山財産区特別会計予算について	49
議案第 11 号	令和5年度佐束財産区特別会計予算について	53
議案第 12 号	令和5年度倉真財産区特別会計予算について	57
議案第 13 号	令和5年度掛川市水道事業会計予算について	61
議案第 14 号	令和5年度掛川市簡易水道事業会計予算について	63
議案第 15 号	令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算について	65
議案第 16 号	令和5年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	67
議案第 17 号	令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	69
議案第 18 号	掛川市職員定数条例の一部改正について	71
議案第 19 号	掛川市国民健康保険条例の一部改正について	73
議案第 20 号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	75
議案第 21 号	掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について	77
議案第 22 号	掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	79
議案第 23 号	掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	85

議案番号	件名	頁
議案第 24 号	掛川市子ども・子育て会議条例等の一部改正について	91
議案第 25 号	掛川市手数料条例の一部改正について	95
議案第 26 号	掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	109
議案第 27 号	令和4年度掛川市一般会計補正予算（第12号）について	111
議案第 28 号	令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	121
議案第 29 号	令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について	125
議案第 30 号	令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	129
議案第 31 号	令和4年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	133
議案第 32 号	令和4年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について	137
議案第 33 号	令和4年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について	141
議案第 34 号	令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）について	145
議案第 35 号	令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	147
議案第 36 号	令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	149
議案第 37 号	情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（小笠老人ホーム施設組合）	151
議案第 38 号	情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（掛川市・菊川市衛生施設組合）	153
議案第 39 号	情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（東遠工業用水道企業団）	155
議案第 40 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	157
議案第 41 号	東遠学園組合規約の変更について	159
議案第 42 号	掛川城天守閣修復景観整備工事変更請負契約の締結について	161

議案第1号

令和5年度掛川市一般会計予算

令和5年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,320,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 21,159,198
	1 市民税	8,561,021
	2 固定資産税	9,695,369
	3 軽自動車税	465,136
	4 市たばこ税	764,506
	5 入湯税	22,832
	6 都市計画税	1,650,334
2 地方譲与税		546,200
	1 地方揮発油譲与税	130,000
	2 自動車重量譲与税	380,000
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		100,000
	1 配当割交付金	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		98,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	98,000
6 法人事業税交付金		340,000
	1 法人事業税交付金	340,000
7 地方消費税交付金		3,070,000
	1 地方消費税交付金	3,070,000
8 ゴルフ場利用税交付金		73,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	73,000
9 環境性能割交付金		81,000
	1 環境性能割交付金	81,000
10 地方特例交付金		160,586

款	項	金 額
		千円
	1 地方特例交付金	145,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	15,586
11 地方交付税		3,870,000
	1 地方交付税	3,870,000
12 交通安全対策特別交付金		22,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000
13 分担金及び負担金		176,570
	1 分担金	17,000
	2 負担金	159,570
14 使用料及び手数料		520,354
	1 使用料	324,905
	2 手数料	195,449
15 国庫支出金		6,706,414
	1 国庫負担金	3,490,469
	2 国庫補助金	3,187,018
	3 委託金	28,927
16 県支出金		3,635,542
	1 県負担金	2,084,568
	2 県補助金	1,303,515
	3 委託金	247,459
17 財産収入		35,257
	1 財産運用収入	33,158
	2 財産売払収入	2,099
18 寄附金		1,037,940
	1 寄附金	1,037,940

款	項	金額
19 繰入金		千円 3,039,028
	1 基金繰入金	3,039,028
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		2,884,711
	1 延滞金加算金及び過料	21,665
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,552,055
	4 受託事業収入	28,765
	5 雑入	1,281,926
22 市債		2,726,200
	1 市債	2,726,200
歳 入 合 計		50,320,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 277,162
	1 議会費	277,162
2 総務費		5,932,518
	1 総務管理費	4,987,343
	2 賦課徴収費	535,597
	3 戸籍住民基本台帳費	330,567
	4 選挙費	33,056
	5 統計調査費	10,734
	6 監査委員費	35,221
3 民生費		15,746,196
	1 社会福祉費	6,961,864
	2 児童福祉費	8,069,007
	3 生活保護費	695,023
	4 災害援助費	20,302
4 衛生費		5,675,291
	1 保健費	2,953,358
	2 衛生費	339,889
	3 清掃費	2,382,044
5 労働費		1,568,583
	1 労働諸費	1,568,583
6 農林水産業費		1,445,053
	1 農業費	388,938
	2 農地費	846,161
	3 林業費	209,517
	4 水産業費	437
7 商工費		1,030,148

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1,030,148
8 土木費		5,124,540
	1 土木管理費	311,002
	2 道路橋梁費	1,361,940
	3 河川費	900,133
	4 都市計画費	2,174,779
	5 住宅費	376,686
9 消防費		1,592,087
	1 消防費	1,592,087
10 教育費		6,326,872
	1 教育総務費	310,851
	2 小学校費	1,025,165
	3 中学校費	472,623
	4 幼稚園費	1,339,449
	5 社会教育費	1,365,883
	6 保健体育費	1,812,901
11 災害復旧費		181,634
	1 農林水産施設災害復旧費	75,279
	2 土木施設災害復旧費	106,355
12 公債費		5,383,117
	1 公債費	5,383,117
13 予備費		36,799
	1 予備費	36,799
歳 出 合 計		50,320,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
土地情報システムデータ更新等包括委託 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 11 年度	730,481
掛川城周辺施設管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 15 年度	53,000
掛川城漆喰塀ほか修復工事監理委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	4,800
掛川城漆喰塀ほか修復工事	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	148,830
総合福祉センター管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 10 年度	80,000
農業近代化資金利子補給金 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 12 年度	4,407
小口資金利子補給金 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 10 年度	238
短期経営改善資金利子補給金 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	440
経済変動対策貸付金利子補給金 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 9 年度	8,236
道路・公園照明灯LED化事業	自 令和 5 年度 至 令和 16 年度	268,400
東海道本線跨線橋橋梁点検・工事委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	70,550
東海道新幹線跨線橋橋梁点検・工事委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	181,940
海岸防災林整備工事 (普通河川大溝川函渠工事)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	199,000
海岸防災林整備工事 (浜川新田地区盛土工事)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	349,000
松ヶ岡整備工事監理委託 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	19,000
松ヶ岡整備工事 (令和5年度分)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	130,000
南体育館施設管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	61,200

第3表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (124,700)	市庁舎改修事業	4,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	掛川城周辺施設改修事業	120,700			
民生債 (57,700)	総合福祉センター改修事業	2,400			
	ききょう荘施設改修事業	4,000			
	児童館改修事業	2,100			
	すこやかこども園改修事業	47,700			
	防災資機材備蓄施設整備事業	1,500			
衛生債 (84,800)	徳育保健センター改修事業	55,800			
	上水道生活基盤施設耐震化事業出資金	29,000			
農林水産債 (88,500)	農業農村整備事業	77,600			
	自然災害防止事業(農業用溜池整備事業)	6,900			
	県単治山事業	2,000			
	辺地対策事業(林道開発改良事業)	2,000			
土木債 (1,356,100)	辺地対策事業(市道改良事業)	83,500			
	公共道路事業	68,400			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	合併推進道路整備事業	31,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	事業関連道路改良事業	47,500			
	急傾斜地崩壊対策事業	16,200			
	市単河川整備事業	224,300			
	海岸防災林強化事業	535,300			
	道路橋梁維持事業	82,900			
	舗装改良事業	7,800			
	歩道改良事業	60,200			
	橋梁耐震補強事業	64,600			
	下垂木地区まちづくり事業	94,400			
	掛川駅周辺地区まちづくり事業	16,600			
	掛川城周辺地区まちづくり事業	14,100			
大坂地区まちづくり事業	8,500				
消防債 (112,200)	西分署庁舎改修事業	29,400			
	耐震性貯水槽整備事業	13,900			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防債	化学消防車整備事業	64,900	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	中東遠消防指令センター整備事業	2,500			
	防災資機材備蓄施設整備事業	1,500			
教育債 (403,900)	学校施設環境改善事業	14,200			
	上内田小学校急傾斜地崩壊対策事業	15,500			
	文化ホール改修事業	30,000			
	二の丸美術館改修事業	50,900			
	和田岡古墳群史跡整備事業	9,200			
	横須賀城跡公有化事業	33,800			
	中央図書館改修事業	16,400			
	総合体育館改修事業	45,100			
	いこいの広場改修事業	39,800			
	大東総合運動場改修事業	35,000			
	みなみ学校給食センター改修事業	104,400			
こうようの丘改修事業	9,600				

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧債 (41,600)	農業施設災害復旧事業	13,200	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	林業施設災害復旧事業	4,700			
	土木施設災害復旧事業	23,700			
県貸付金 (6,700)	災害援護資金県貸付金	6,700			
臨時財政 対策債 (450,000)	臨時財政対策債	450,000			
合 計		2,726,200			



令和5年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,666,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,242,144
	1 国民健康保険税	2,242,144
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 県支出金		8,238,722
	1 県補助金	8,238,722
4 財産収入		595
	1 財産運用収入	595
5 繰入金		1,132,903
	1 一般会計繰入金	742,903
	2 基金繰入金	390,000
6 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
7 諸収入		32,078
	1 延滞金加算金及び過料	21,382
	2 預金利子	1
	3 雑入	10,695
歳 入 合 計		11,666,475

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 158,470
	1 総務管理費	118,710
	2 徴税費	36,426
	3 運営協議会費	262
	4 趣旨普及費	3,072
2 保険給付費		8,115,856
	1 療養諸費	7,074,113
	2 高額療養費	1,002,020
	3 助産諸費	30,013
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	110
	6 傷病手当金	600
3 国民健康保険事業費納付金		3,238,265
	1 医療給付費分	2,202,291
	2 後期高齢者支援金等分	776,937
	3 介護納付金分	259,037
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		131,461
	1 保健事業費	131,461
6 基金積立金		595
	1 基金積立金	595
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		15,010
	1 償還金及び還付加算金	15,010

款	項	金 額
9 予備費		千円 6,617
	1 予備費	6,617
歳 出 合 計		11,666,475

議案第3号

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,465,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,139,937
	1 後期高齢者医療保険料	1,139,937
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		321,665
	1 一般会計繰入金	321,665
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,701
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,600
歳 入 合 計		1,465,304

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 32,857
	1 総務管理費	29,154
	2 徴収費	3,703
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,373,229
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,373,229
3 保健事業費		56,518
	1 保健事業費	56,518
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
歳 出 合 計		1,465,304



令和5年度掛川市介護保険特別会計予算

令和5年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,336,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,302,740
	1 介護保険料	2,302,740
2 分担金及び負担金		27,801
	1 負担金	27,801
3 国庫支出金		2,038,998
	1 国庫負担金	1,718,498
	2 国庫補助金	320,500
4 支払基金交付金		2,659,824
	1 支払基金交付金	2,659,824
5 県支出金		1,480,278
	1 県負担金	1,425,835
	2 県補助金	54,443
6 財産収入		1,716
	1 財産運用収入	1,716
7 繰入金		1,817,838
	1 一般会計繰入金	1,601,610
	2 基金繰入金	216,228
8 繰越金		20
	1 繰越金	20
9 諸収入		7,557
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,537
歳 入 合 計		10,336,772

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 208,630
	1 総務管理費	53,539
	2 徴収費	12,949
	3 介護認定審査会費	142,142
2 保険給付費		10,123,506
	1 保険給付費等諸費	9,681,824
	2 地域支援事業費	441,682
3 基金積立金		1,716
	1 基金積立金	1,716
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,220
	1 償還金及び還付加算金	2,220
歳 出 合 計		10,336,772



議案第5号

令和5年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和5年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ531,061千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,434
	1 財産運用収入	756
	2 財産売却収入	678
2 繰入金		1,484
	1 基金繰入金	1,484
3 繰越金		528,093
	1 繰越金	528,093
4 諸収入		50
	1 預金利子	50
歳 入 合 計		531,061

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		<small>千円</small> 531,061
	1 公共用地取得事業費	531,061
歳 出 合 計		531,061



議案第6号

令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 37
	1 使用料	37
2 繰入金		1,809
	1 基金繰入金	1,809
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		39,864
	1 預金利子	1
	2 雑入	39,863
歳入合計		41,810

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 41,271
	1 駅周辺施設管理費	41,271
2 公債費		39
	1 公債費	39
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		41,810



議案第7号

令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算

令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		<small>千円</small> 11,564
	1 一般会計繰入金	11,564
歳 入 合 計		11,564

歳 出

款	項	金 額
1 工業用地整備事業費		<small>千円</small> 11,564
	1 工業用地整備事業費	11,564
歳 出 合 計		11,564



議案第8号

令和5年度上西郷財産区特別会計予算

令和5年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 590
	1 財産運用収入	590
2 繰越金		3,200
	1 繰越金	3,200
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,791

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 181
	1 管理会費	181
2 総務費		1,089
	1 総務管理費	1,089
3 予備費		2,521
	1 予備費	2,521
歳 出 合 計		3,791



議案第9号

令和5年度桜木財産区特別会計予算

令和5年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		35
	1 基金繰入金	35
3 繰越金		20
	1 繰越金	20
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		57

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56
	1 総務管理費	56
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		57



議案第10号

令和5年度東山財産区特別会計予算

令和5年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,265
	1 財産運用収入	1,265
2 繰越金		3,300
	1 繰越金	3,300
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		4,566

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 590
	1 管理会費	590
2 総務費		2,088
	1 総務管理費	2,088
3 予備費		1,888
	1 予備費	1,888
歳 出 合 計		4,566



議案第11号

令和5年度佐束財産区特別会計予算

令和5年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8,567
	1 財産運用収入	8,567
2 繰越金		2,900
	1 繰越金	2,900
歳 入 合 計		11,467

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		9,444
	1 総務管理費	9,444
3 予備費		1,290
	1 予備費	1,290
歳 出 合 計		11,467



令和5年度倉真財産区特別会計予算

令和5年度倉真財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 45
	1 財産運用収入	35
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		1,445
	1 繰越金	1,445
歳 入 合 計		1,490

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 380
	1 管理会費	380
2 総務費		1,062
	1 総務管理費	1,062
3 予備費		48
	1 予備費	48
歳 出 合 計		1,490



令和5年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	52,700件
(2) 総給水量	14,270,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	38,989m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 一般配水管改良事業	343,500千円
(イ) 生活基盤施設耐震化事業	300,000千円
(ウ) 配水施設関連事業	427,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,128,444千円
第1項 営業収益		2,821,559千円
第2項 営業外収益		306,882千円
第3項 特別利益		3千円
	支	出
第1款 水道事業費用		3,022,611千円
第1項 営業費用		2,897,212千円
第2項 営業外費用		115,388千円
第3項 特別損失		11千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,003,960千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額124,072千円、過年度分損益勘定留保資金679,888千円、建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		655,748千円
第1項 負担金		75,900千円
第2項 他会計支出金		45,847千円
第3項 出資金		29,000千円
第4項 企業債		430,000千円
第5項 国庫支出金		75,000千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,659,708千円
第1項 建設改良費		1,413,319千円
第2項 企業債償還金		239,223千円
第3項 国庫補助金返還金		7,166千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	721,050千円
一般配水管改良事業 配水管布設替に伴う設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	15,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替工事	令和5年度から 令和6年度まで	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業 (送配水設備改良事業)	430,000千円	証書借入	5.0% 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 176,539千円

(他会計からの補助金)

第10条 上水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,421千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,300千円と定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

令和5年度掛川市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	209件
(2) 総給水量	51,982 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(3) 一日平均給水量	142 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 一般配水管改良事業	1,100千円
(イ) 公共事業関連事業	19,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益		17,735千円
第1項	営業収益		6,633千円
第2項	営業外収益		10,928千円
第3項	特別利益		174千円
	支	出	
第1款	水道事業費用		24,601千円
第1項	営業費用		24,302千円
第2項	営業外費用		299千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額306千円は、過年度分損益勘定留保資金306千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款	資本的収入		21,044千円
第1項	負担金		19,500千円
第2項	他会計支出金		1,544千円
	支	出	
第1款	資本的支出		21,350千円
第1項	建設改良費		20,625千円
第2項	企業債償還金		725千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,307千円である。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇



令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,160ha
(2) 年間総処理水量	4,173,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	11,402m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 管路建設事業	1,072,932千円
(イ) ポンプ場建設改良事業	378,853千円
(ウ) 処理場建設改良事業	207,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,139,436千円
第1項 営業収益	619,731千円
第2項 営業外収益	1,519,702千円
第3項 特別利益	3千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,926,038千円
第1項 営業費用	1,691,315千円
第2項 営業外費用	234,621千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,112千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,568千円、当年度分損益勘定留保資金513,872千円、利益剰余金処分量120,672千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,028,205千円
第1項 企業債	1,158,200千円
第2項 負担金等	16,486千円
第3項 国庫支出金	507,076千円
第4項 他会計支出金	346,443千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,736,317千円
第1項 建設改良費	1,659,185千円
第2項 企業債償還金	1,077,132千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
掛川・大東・大須賀浄化センター 施設運転管理業務包括委託	令和5年度から 令和10年度まで	1,270,000千円
掛川浄化センター汚泥処理設備工事	令和5年度から 令和6年度まで	153,100千円
掛川浄化センター電気設備工事	令和5年度から 令和6年度まで	307,880千円
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和5年度から 令和9年度まで	287千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	1,008,200千円	証書借入	5.0% 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	150,000千円			
合 計	1,158,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 115,630千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、774,503千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち120,672千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

令和5年度掛川市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 227ha
- (2) 年間総処理水量 435,000m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 1,189m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	319,661千円
第1項	営業収益	65,584千円
第2項	営業外収益	254,074千円
第3項	特別利益	3千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	312,531千円
第1項	営業費用	288,420千円
第2項	営業外費用	24,009千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,747千円は、当年度分損益勘定留保資金48,444千円及び利益剰余金処分量5,303千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	79,038千円
第1項	企業債	78,100千円
第2項	他会計支出金	938千円
支 出		
第1款	資本的支出	132,785千円
第1項	建設改良費	29,656千円
第2項	企業債償還金	103,129千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	28,100千円	証書借入	5.0% 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	50,000千円			
合 計	78,100千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,839千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,396千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち5,303千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第17号

令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数 1,756基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	222,440千円
第1項	営業収益	93,962千円
第2項	営業外収益	128,475千円
第3項	特別利益	3千円
支		出
第1款	下水道事業費用	213,677千円
第1項	営業費用	198,097千円
第2項	営業外費用	15,528千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,895千円は、当年度分損益勘定留保資金37,012千円及び利益剰余金処分量8,883千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	2,475千円
第1項	他会計支出金	2,475千円
支		出
第1款	資本的支出	48,370千円
第1項	企業債償還金	48,370千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和5年度から 令和9年度まで	86千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、120,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,022千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,844千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち8,883千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第18号

掛川市職員定数条例の一部改正について

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>499人</u> (2) 議会の事務部局の職員 <u>7人</u> (3)～(9) (略)	(職員の数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>513人</u> (2) 議会の事務部局の職員 <u>8人</u> (3)～(9) (略)

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

掛川市国民健康保険条例の一部改正について

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 2 (略)

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第20号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
別表（第2条関係） 1・2（略） 3 幼稚園	別表（第2条関係） 1・2（略） 3 幼稚園																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>掛川市立三笠幼稚園</td> <td>掛川市上西郷4116番地</td> </tr> <tr> <td>掛川市立土方幼稚園</td> <td>掛川市上土方320番地 の1</td> </tr> <tr> <td>掛川市立佐東幼稚園</td> <td>掛川市小貫77番地</td> </tr> <tr> <td>掛川市立中幼稚園</td> <td>掛川市上土方320番地 の1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立三笠幼稚園	掛川市上西郷4116番地	掛川市立土方幼稚園	掛川市上土方320番地 の1	掛川市立佐東幼稚園	掛川市小貫77番地	掛川市立中幼稚園	掛川市上土方320番地 の1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>掛川市立三笠幼稚園</td> <td>掛川市上西郷4116番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立三笠幼稚園	掛川市上西郷4116番地
名 称	位 置																		
(略)																			
掛川市立三笠幼稚園	掛川市上西郷4116番地																		
掛川市立土方幼稚園	掛川市上土方320番地 の1																		
掛川市立佐東幼稚園	掛川市小貫77番地																		
掛川市立中幼稚園	掛川市上土方320番地 の1																		
名 称	位 置																		
(略)																			
掛川市立三笠幼稚園	掛川市上西郷4116番地																		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第21号

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。  
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	所在地	対象校	名称	所在地	対象校
(略)			(略)		
掛川市 大東学 校給食 センタ ー	(略)	掛川市立城東中学校 掛川市立大浜中学校 掛川市立土方小学校 掛川市立佐東小学校 掛川市立中小学校 掛川市立大坂小学校 掛川市立千浜小学校 掛川市立土方幼稚園 掛川市立佐東幼稚園 掛川市立中幼稚園	掛川市 立みな み学校 給食セ ンター	(略)	掛川市立城東中学校 掛川市立大浜中学校 掛川市立大須賀中学校 掛川市立土方小学校 掛川市立佐東小学校 掛川市立中小学校 掛川市立大坂小学校 掛川市立千浜小学校 掛川市立横須賀小学校 掛川市立大渚小学校
掛川市 大須賀 学校給 食セン ター	掛川市 西大渚 168番 地	掛川市立大須賀中学校 掛川市立横須賀小学校 掛川市立大渚小学校			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 22 号

掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例において「実施機関等」とは、実施機関及び財産区管理者（財産区の事務を処理する市長をいう。）をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

### (開示決定等の期限)

第3条 実施機関等は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

### (開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付又は開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に関する諮問)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(個人情報の取扱いに関する諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年掛川市条例第 号）第2条の掛川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、実施機関等における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(掛川市個人情報保護条例の廃止)

2 掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）は、廃止する。

(掛川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の掛川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号

の個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号の実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第26条の6第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号の保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第26条の12第1項中「掛川市個人情報保護審査会」とあるのは「掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年掛川市条例第 号）第2条の掛川市情報公開・個人情報保護審査会」と、旧条例第27条第1項中「掛川市個人情報保護審査会」とあるのは「掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の掛川市情報公開・個人情報保護審査会」とする。

5 この条例の施行前に旧条例第27条第1項の掛川市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

6 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第27条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第34条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(掛川市特定個人情報の特例を定める条例の廃止)
- 10 掛川市特定個人情報の特例を定める条例(平成27年掛川市条例第34号)は、廃止する。



議案第23号

掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

# 掛川市情報公開・個人情報保護審査会条例

## 目次

### 第1章 総則（第1条）

### 第2章 設置及び組織（第2条－第5条）

### 第3章 審査会の調査審議の手続

#### 第1節 審査請求に関する調査審議の手続（第6条－第12条）

#### 第2節 個人情報の取扱いに関する調査審議の手続（第13条）

### 第4章 雑則（第14条・第15条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、掛川市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

### 第2章 設置及び組織

#### （設置）

第2条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ審査請求及び個人情報の取扱いについて調査審議するため、掛川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

(3) 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年掛川市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条

(4) 掛川市議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年掛川市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項

(5) 議会個人情報保護条例第50条

#### （組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

#### （委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### 第3章 審査会の調査審議の手続

#### 第1節 審査請求に関する調査審議の手続

(定義)

第6条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号の実施機関をいう。）
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関等（個人情報保護条例第2条第2項の実施機関等をいう。）
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

2 この節において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項の開示決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号の公文書をいう。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項の保有個人情報のうち同項の地方公共団体等行政文書に記録されているものをいう。）
- (2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項の保有個人情報をいう。）

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項の参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、

当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。  
ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 第2節 個人情報の取扱いに関する調査審議の手続

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第13条 審査会は、第2条第3号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため必要があると認めるときは実施機関に対し、同条第5号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため必要があると認めるときは議会に対し、資料又は意見の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第2条第3号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため特に必要があると認めるときは実施機関以外の者に対し、同条第5号に掲げる規定による諮問に応じ調査審議するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

## 第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(情報公開条例の一部改正)

2 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条」に改める。

第7条第2号ウ中「氏名」を「当該職務遂行の内容」に改める。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の次に「及び第2号の2」を加える。

第12条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改める。

第13条中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。

第17条第1項中「掛川市情報公開審査会」を「掛川市情報公開・個人情報保護審査会（第19条の5において「審査会」という。）」に改める。

第17条の2中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第18条から第19条の4までを次のように改める。

第18条から第19条の4まで 削除

第29条を削る。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧条例」という。）第18条の掛川市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第18条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第24号

掛川市子ども・子育て会議条例等の一部改正について

掛川市子ども・子育て会議条例（平成25年掛川市条例第29号）等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(掛川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 掛川市子ども・子育て会議条例(平成25年掛川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、掛川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、掛川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p>

(掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 掛川市立幼保連携型認定こども園条例(平成29年掛川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども(以下「園児」という。)の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料(以下「保</p>	<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども(以下「園児」という。)の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料(以下「保</p>

<p>育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 0円</p> <p>イ 保育認定子ども(子ども・子育て支援法 <u>第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 0円</p> <p>イ 保育認定子ども(子ども・子育て支援法 <u>第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の一部改正)

第3条 掛川市保育士等就職応援資金貸与条例(平成31年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

の区分の利用定員が30人以上のもの  
(3)～(8) (略)

の利用定員が30人以上のもの  
(3)～(8) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一戸建ての住宅 1戸につき<u>37,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 住戸部分</p> <p style="padding-left: 6em;">a 申請戸数が1戸のもの <u>1件につき37,000円</u></p>	<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一戸建ての住宅</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この条において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合</u></p> <p style="padding-left: 6em;">1戸につき<u>18,000円</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(イ) その他の基準による審査を行う場合</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>1戸につき37,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 住戸部分</p> <p style="padding-left: 6em;">a 申請戸数が1戸のもの</p> <p style="padding-left: 8em;"><u>(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</u></p>

<p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>1件につき75,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの <u>1件につき106,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの <u>1件につき150,000円</u></p>	<p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき37,000円</u></p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの</p> <p>(a) <u>市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき35,000円</u></p> <p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき75,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの</p> <p>(a) <u>市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき51,000円</u></p> <p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき106,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの</p> <p>(a) <u>市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき75,000円</u></p> <p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき150,000円</u></p>
<p>(イ) (略)</p>	<p>(イ) (略)</p>
<p>(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(a) <u>法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「誘導基準」という。）のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円</u></p> <p>(b) <u>誘導基準のうちその他の場合 1件につき94,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(a) <u>誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき390,000円</u></p> <p>(b) <u>誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円</u></p> <p>ウ その他の建築物</p>	<p>(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(a) 市長が定める<u>基準</u>による審査を行う場合 1件につき<u>94,000円</u></p> <p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(a) 市長が定める<u>基準</u>による審査を行う場合 1件につき<u>120,000円</u></p> <p>(b) <u>その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円</u></p> <p>ウ その他の建築物</p>

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき309,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 市長が定める基準による審査を行う場合 1戸につき9,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき9,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を

- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円
  
- d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円
  
- (イ) (略)
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
  - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
    - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円
    - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
    - (a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき156,000円
    - (b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき61,000円
- ウ その他の建築物
  - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
    - a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円
    - b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- 行う場合 1件につき18,000円
- (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき38,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき27,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき55,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき40,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円
- (イ) (略)
- (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
  - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
    - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
    - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
    - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円
    - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円
- ウ その他の建築物
  - (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
    - a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
    - b その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1 件につき156,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1 件につき61,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 (略)

2 (略)

3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1 件につき61,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1 件につき156,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 (略)

2 (略)

3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの (以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。)による審査を行う場合 1戸につき18,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1 件につき18,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1 件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

の 1 件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの  
の 1 件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件  
につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル  
以内のもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ  
(1)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき246,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ  
(2)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき94,000円

b 床面積の合計が300平方メートル  
を超えるもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ  
(1)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき309,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ  
(2)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき120,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以  
内のもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)  
に規定する基準による審査を行う場  
合 1 件につき246,000円

の

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき35,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき51,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき75,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル  
以内のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき94,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき246,000円

b 床面積の合計が300平方メートル  
を超えるもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき120,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき309,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以  
内のもの

a 市長が定める基準による審査を行  
う場合 1 件につき94,000円

- b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

- b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

4 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第34条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

- b その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

- b その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

4 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第34条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(イ) 市長が定める基準による審査を行う場合 1戸につき9,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(7) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円
  
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円
  
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円
  
- d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
  - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
  - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
  - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円
  - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を

(7) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき9,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき19,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき38,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき27,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき55,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき40,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

行う場合 1件につき61,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

5 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

5 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 1戸につき18,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき35,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき106,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき51,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき150,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

附 則

1・2 (略)

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき37,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき35,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき51,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき106,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき150,000円

附 則

1・2 (略)

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したもののいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、次の各号に掲げる書面の交付を受ける場合における手数料の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、1通又は1件につき100円とする。

(1) 住民票又は戸籍の附票に関する証明書 第7条第2号

(2) 課税に関する証明書 第7条第4号

(3) 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）第14条第1項に規定する印鑑登録証明書 第8条第3号

(4) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する戸籍証明書 第10条第1号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(掛川市印鑑条例の一部改正)

2 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
( <u>多機能端末機</u> による印鑑登録証明書の交付)	( <u>多機能端末機等</u> による印鑑登録証明書の交付)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。



議案第26号

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2</u> 第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,105,914千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,504,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 20,744,894	千円 252,806	千円 20,997,700
	1 市民税	8,246,914	202,559	8,449,473
	2 固定資産税	9,632,429	23,522	9,655,951
	3 軽自動車税	462,031	1,671	463,702
	4 市たばこ税	753,757	10,751	764,508
	5 入湯税	17,062	3,676	20,738
	6 都市計画税	1,632,701	10,627	1,643,328
2 地方譲与税		571,000	△5,816	565,184
	1 地方揮発油譲与税	134,000	8,000	142,000
	2 自動車重量譲与税	402,000	△15,000	387,000
	3 森林環境譲与税	35,000	1,184	36,184
3 利子割交付金		12,000	△3,000	9,000
	1 利子割交付金	12,000	△3,000	9,000
4 配当割交付金		109,000	△9,000	100,000
	1 配当割交付金	109,000	△9,000	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		148,000	△49,000	99,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	148,000	△49,000	99,000
6 法人事業税交付金		323,000	37,000	360,000
	1 法人事業税交付金	323,000	37,000	360,000
7 地方消費税交付金		2,722,000	218,000	2,940,000
	1 地方消費税交付金	2,722,000	218,000	2,940,000
8 ゴルフ場利用税交付金		78,000	△3,000	75,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	78,000	△3,000	75,000
9 環境性能割交付金		89,000	△12,000	77,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 環境性能割交付金	89,000	△12,000	77,000
10 地方特例交付金		152,615	15,147	167,762
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	439	15,147	15,586
11 地方交付税		4,093,469	178,342	4,271,811
	1 地方交付税	4,093,469	178,342	4,271,811
12 交通安全対策特別交付金		25,000	△2,000	23,000
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△2,000	23,000
13 分担金及び負担金		182,349	△15,379	166,970
	1 分担金	15,930	789	16,719
	2 負担金	166,419	△16,168	150,251
14 使用料及び手数料		538,077	225	538,302
	1 使用料	334,189	△2,959	331,230
	2 手数料	203,888	3,184	207,072
15 国庫支出金		9,228,790	△173,128	9,055,662
	1 国庫負担金	3,946,280	△84,167	3,862,113
	2 国庫補助金	5,211,337	△88,961	5,122,376
16 県支出金		4,104,421	△257,572	3,846,849
	1 県負担金	2,138,726	△60,524	2,078,202
	2 県補助金	1,745,638	△203,970	1,541,668
	3 委託金	220,057	6,922	226,979
17 財産収入		68,865	19,566	88,431
	1 財産運用収入	35,039	△2,133	32,906

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 財産売却収入	33,826	21,699	55,525
18 寄附金		1,243,640	6,231	1,249,871
	1 寄附金	1,243,640	6,231	1,249,871
19 繰入金		2,106,766	△1,088,836	1,017,930
	1 基金繰入金	1,683,145	△1,087,131	596,014
	2 特別会計繰入金	423,621	△1,705	421,916
21 諸収入		2,832,982	13,200	2,846,182
	3 貸付金元利収入	1,544,929	△7,731	1,537,198
	4 雑入	1,261,369	20,931	1,282,300
22 市債		4,006,900	△227,700	3,779,200
	1 市債	4,006,900	△227,700	3,779,200
歳 入 合 計		55,610,474	△1,105,914	54,504,560

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,278,465	千円 85,195	千円 6,363,660
	1 総務管理費	5,324,814	38,659	5,363,473
	2 賦課徴収費	548,360	37,618	585,978
	3 戸籍住民基本台帳費	307,161	△1,948	305,213
	4 選挙費	55,069	10,686	65,755
	5 統計調査費	8,338	180	8,518
3 民生費		18,513,914	△412,716	18,101,198
	1 社会福祉費	7,967,326	△69,108	7,898,218
	2 児童福祉費	9,765,631	△328,608	9,437,023
	3 生活保護費	763,761	△15,000	748,761
	4 災害援助費	17,196	0	17,196
4 衛生費		6,072,621	△32,113	6,040,508
	1 保健費	3,485,179	△9,100	3,476,079
	2 衛生費	302,592	198	302,790
	3 清掃費	2,284,850	△23,211	2,261,639
5 労働費		1,556,469	△7,731	1,548,738
	1 労働諸費	1,556,469	△7,731	1,548,738
6 農林水産業費		1,456,647	8,384	1,465,031
	1 農業費	409,856	△10,311	399,545
	2 農地費	836,010	26,740	862,750
	3 林業費	210,744	△8,045	202,699
7 商工費		2,108,937	△404,860	1,704,077
	1 商工費	2,108,937	△404,860	1,704,077
8 土木費		5,242,547	△131,498	5,111,049
	1 土木管理費	331,711	0	331,711
	2 道路橋梁費	1,603,946	△144,931	1,459,015

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	948,550	△3,621	944,929
	4 都市計画費	2,038,805	24,445	2,063,250
	5 住宅費	319,535	△7,391	312,144
9 消防費		1,556,768	△49,827	1,506,941
	1 消防費	1,556,768	△49,827	1,506,941
10 教育費		6,103,709	△160,748	5,942,961
	1 教育総務費	284,739	△374	284,365
	2 小学校費	1,025,142	△18,120	1,007,022
	3 中学校費	476,162	△5,148	471,014
	4 幼稚園費	1,374,887	△64,617	1,310,270
	5 社会教育費	1,105,866	△44,632	1,061,234
	6 保健体育費	1,836,913	△27,857	1,809,056
12 公債費		5,235,671	0	5,235,671
	1 公債費	5,235,671	0	5,235,671
歳 出 合 計		55,610,474	△1,105,914	54,504,560

第2表 繰越明許費補正

## 1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	待機児童解消対策事業	1,080
04 衛生費	01 保健費	健康相談・家庭訪問事業	10,000
06 農林水産業費	01 農業費	担い手育成支援事業	15,000
06 農林水産業費	01 農業費	農業団体等支援事業	45,914
06 農林水産業費	02 農地費	(市施行) 農業用溜池整備事業	48,000
06 農林水産業費	03 林業費	市単林道整備事業	5,700
08 土木費	02 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	49,365
08 土木費	02 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	28,000
08 土木費	02 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	93,480
08 土木費	02 道路橋梁費	居尻黒俣線改良事業	17,395
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道改良事業	54,700
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	93,180
08 土木費	03 河川費	市単河川整備事業	32,220
08 土木費	03 河川費	海岸防災林整備推進事業	266,578
08 土木費	04 都市計画費	土地利用対策事業	10,000
08 土木費	04 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	94,266
08 土木費	04 都市計画費	掛川駅周辺地区まちづくり事業	6,500
08 土木費	04 都市計画費	掛川城周辺地区まちづくり事業	19,500
08 土木費	04 都市計画費	公園管理事業	20,700
10 教育費	02 小学校費	スクールバス運行事業	200
10 教育費	03 中学校費	中学校施設補修事業	10,373
10 教育費	04 幼稚園費	幼稚園管理運営事業	180
10 教育費	05 社会教育費	美術館管理運営事業	3,300
11 災害復旧費	01 農林水産施設災害復旧費	(単独) 農業用施設災害復旧事業	45,000
11 災害復旧費	01 農林水産施設災害復旧費	(単独) 林業施設災害復旧事業	12,000
11 災害復旧費	02 土木施設災害復旧費	(単独) 土木施設災害復旧事業	36,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
ポスター掲示場設置・保守管理・撤去委託	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	2,333
選挙事務補助員派遣委託	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	2,641

第4表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (△56,900 減)	ききょう荘施設 改修事業 (△300 減)	6,100	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		5,800			
	認定こども園整備事業 (△56,600 減)	847,800			
		791,200			
農林水産債 (△20,800 減)	農業農村整備事業 (△10,800 減)	63,300			
		52,500			
	自然災害防止事業 (農業用溜池整備事業) (△3,000 減)	8,800			
		5,800			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△7,000 皆減)	7,000			
		0			
土木債 (△80,800 減)	公共道路事業 (△11,300 減)	57,300			
		46,000			
	合併推進道路整備事業 (△33,300 減)	247,000			
		213,700			
	道路橋梁維持事業 (△400 減)	75,500			
		75,100			
	舗装改良事業 (△1,300 減)	7,800			
		6,500			
	橋梁耐震補強事業 (△30,900 減)	86,400			
		55,500			
	掛川駅周辺地区 まちづくり事業 (△3,600 皆減)	3,600			
		0			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防債 (△19,900 減)	西分署庁舎改修事業 (△500 減)	34,000	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
		33,500			
	高規格救急自動車 整備事業 (△1,300 減)	20,100			
		18,800			
	消防ポンプ車整備事業 (△18,100 皆減)	18,100			
		0			
教育債 (△49,300 減)	学校施設環境改善事業 (△5,200 減)	19,300			
		14,100			
	上内田小学校急傾斜地 崩壊対策事業 (△15,400 減)	28,000			
		12,600			
	和田岡古墳群 史跡整備事業 (△1,900 減)	24,600			
		22,700			
	大東給食センター 改修事業 (△26,800 減)	203,400			
		176,600			
合 計 (△227,700 減)		4,006,900			
			3,779,200		

令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,093,332千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,328,234	千円 15,805	千円 2,344,039
	1 国民健康保険税	2,328,234	15,805	2,344,039
3 県支出金		8,388,817	18,498	8,407,315
	1 県補助金	8,388,817	18,498	8,407,315
4 財産収入		967	△182	785
	1 財産運用収入	967	△182	785
5 繰入金		1,047,560	19,115	1,066,675
	1 一般会計繰入金	784,560	19,115	803,675
7 諸収入		83,128	2,003	85,131
	3 雑入	61,732	2,003	63,735
8 国庫支出金		0	184	184
	1 国庫補助金	0	184	184
歳 入 合 計		12,037,909	55,423	12,093,332

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 162,895	千円 △711	千円 162,184
	1 総務管理費	117,627	△711	116,916
	4 趣旨普及費	3,341	0	3,341
2 保険給付費		8,281,579	△5,049	8,276,530
	1 療養諸費	7,237,393	2,388	7,239,781
	2 高額療養費	997,150	8,870	1,006,020
	3 助産諸費	37,819	△16,800	21,019
	6 傷病手当金	107	493	600
5 保健事業費		132,132	△4,501	127,631
	1 保健事業費	132,132	△4,501	127,631
6 基金積立金		158,085	△21,064	137,021
	1 基金積立金	158,085	△21,064	137,021
8 諸支出金		79,299	71,886	151,185
	1 償還金及び還付加算金	79,299	71,886	151,185
9 予備費		5,138	14,862	20,000
	1 予備費	5,138	14,862	20,000
歳 出 合 計		12,037,909	55,423	12,093,332



議案第 29 号

令和 4 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 15,196 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,430,012 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 321,043	千円 △15,196	千円 305,847
	1 一般会計繰入金	321,043	△15,196	305,847
歳入合計		1,445,208	△15,196	1,430,012

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,357,995	千円 △15,196	千円 1,342,799
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,357,995	△15,196	1,342,799
歳 出 合 計		1,445,208	△15,196	1,430,012



令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ233,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,290,684千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 2,279,927	千円 51,792	千円 2,331,719
	1 介護保険料	2,279,927	51,792	2,331,719
2 分担金及び負担金		27,584	△3,133	24,451
	1 負担金	27,584	△3,133	24,451
3 国庫支出金		2,054,213	△14,228	2,039,985
	1 国庫負担金	1,703,471	△16,100	1,687,371
	2 国庫補助金	350,742	1,872	352,614
4 支払基金交付金		2,637,589	△14,943	2,622,646
	1 支払基金交付金	2,637,589	△14,943	2,622,646
5 県支出金		1,468,722	△9,657	1,459,065
	1 県負担金	1,414,476	△13,313	1,401,163
	2 県補助金	54,246	3,656	57,902
6 財産収入		2,085	△394	1,691
	1 財産運用収入	2,085	△394	1,691
7 繰入金		1,767,588	△245,947	1,521,641
	1 一般会計繰入金	1,582,926	△61,285	1,521,641
	2 基金繰入金	184,662	△184,662	0
9 諸収入		7,566	2,619	10,185
	3 雑入	7,546	2,619	10,165
歳 入 合 計		10,524,575	△233,891	10,290,684

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 206,377	千円 △14,856	千円 191,521
	1 総務管理費	52,278	△5,000	47,278
	3 介護認定審査会費	141,589	△9,856	131,733
2 保険給付費		10,034,112	△101,704	9,932,408
	1 保険給付費等諸費	9,600,636	△87,500	9,513,136
	2 地域支援事業費	433,476	△14,204	419,272
3 基金積立金		147,848	△117,629	30,219
	1 基金積立金	147,848	△117,629	30,219
5 諸支出金		135,538	298	135,836
	1 償還金及び還付加算金	135,538	298	135,836
歳 出 合 計		10,524,575	△233,891	10,290,684



議案第 3 1 号

令和 4 年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 76 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 529, 562 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 1,457	千円 △24	千円 1,433
	1 財産運用収入	779	△24	755
2 繰入金		1,507	△38	1,469
	1 基金繰入金	1,507	△38	1,469
4 諸収入		50	△14	36
	1 預金利子	50	△14	36
歳 入 合 計		529,638	△76	529,562

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 529,638	千円 △76	千円 529,562
	1 公共用地取得事業費	529,638	△76	529,562
歳 出 合 計		529,638	△76	529,562



議案第 3 2 号

令和 4 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 47,176 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 24,800	千円 △7,500	千円 17,300
	1 国庫補助金	24,800	△7,500	17,300
3 繰入金		12,580	△12,580	0
	1 基金繰入金	12,580	△12,580	0
4 繰越金		100	△100	0
	1 繰越金	100	△100	0
5 諸収入		38,098	5,704	43,802
	2 雑入	38,097	5,704	43,801
6 市債		32,700	△32,700	0
	1 市債	32,700	△32,700	0
歳 入 合 計		108,315	△47,176	61,139

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 107,742	千円 △47,176	千円 60,566
	1 駅周辺施設管理費	107,742	△47,176	60,566
歳 出 合 計		108,315	△47,176	61,139

第2表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (△32,700 皆減)	掛川駅周辺地区 まちづくり事業 (△32,700 皆減)	32,700	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		0			
合計 (△32,700 皆減)		32,700			
		0			

議案第 33 号

令和 4 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,025,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,030,200	千円 △4,700	千円 1,025,500
	1 財産売払収入	1,030,200	△4,700	1,025,500
歳入合計		1,030,200	△4,700	1,025,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 1,030,200	千円 △4,700	千円 1,025,500
	1 工業用地整備事業費	1,030,200	△4,700	1,025,500
歳 出 合 計		1,030,200	△4,700	1,025,500



議案第34号

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,111,413千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,074,113千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,320千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額131,929千円」に、「過年度分損益勘定留保資金776,093千円」を「過年度分損益勘定留保資金742,184千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	1,779,819千円	△37,300千円	1,742,519千円
第1項 建設改良費	1,541,277千円	△37,300千円	1,503,977千円

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第35号

令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	4,135千円	△1,500千円	2,635千円
第1項 負担金	1,500千円	△1,500千円	0千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,441千円	△1,500千円	2,941千円
第1項 建設改良費	3,725千円	△1,500千円	2,225千円

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇



令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和4年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,310,312千円	15,724千円	2,326,036千円
第1項 営業収益	633,511千円	△12,000千円	621,511千円
第2項 営業外収益	1,676,798千円	27,724千円	1,704,522千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,930,484千円	12,146千円	1,942,630千円
第1項 営業費用	1,668,977千円	22千円	1,668,999千円
第2項 営業外費用	261,403千円	12,124千円	273,527千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,726千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,860千円」に、「当年度分損益勘定留保資金528,469千円」を「当年度分損益勘定留保資金528,468千円」に、「利益剰余金処分量300,775千円」を「利益剰余金処分量304,642千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,253,919千円	△83,252千円	1,170,667千円
第1項 企業債	863,800千円	△61,415千円	802,385千円
第3項 国庫支出金	334,095千円	△16,744千円	317,351千円
第4項 他会計支出金	40,179千円	△5,093千円	35,086千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,141,889千円	△83,252千円	2,058,637千円
第1項 建設改良費	1,110,413千円	△83,252千円	1,027,161千円

第3条 予算第10条に定めた補助金の金額「509,190千円」を「531,821千円」に改める。

第4条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分量「300,775千円」を「304,642千円」に改める。

第5条 令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算第5条の表中「北部中継ポンプ場建設工事」の項中、「令和2年度から令和5年度まで」を「令和2年度から令和6年度まで」に、「854,820千円」を「1,005,973千円」に改める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第37号

情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（小笠老人ホーム施設組合）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、小笠老人ホーム施設組合から情報公開・個人情報保護審査会事務を受託するとともに、小笠老人ホーム施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約を次のとおり変更することに関し、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

小笠老人ホーム施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

小笠老人ホーム施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約（平成28年掛川市告示第26号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

小笠老人ホーム施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務及び情報公開・個人情報保護審査会事務の委託に関する規約

第1条中「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事務
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項第4号の開示決定等、同法第94条第1項の訂正決定等、同法第102条第1項の利用停止決定等又は同法第76条第2項の開示請求、同法第90条第2項の訂正請求若しくは同法第98条第2項の利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務
- (3) 小笠老人ホーム施設組合情報公開条例（令和5年小笠老人ホーム施設組合条例第 号）に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務

第2条中「行政不服審査会」の次に「及び情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第38号

情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（掛川市・菊川市衛生施設組合）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、掛川市・菊川市衛生施設組合から情報公開・個人情報保護審査会事務を受託するとともに、掛川市・菊川市衛生施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約を次のとおり変更することに関し、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市・菊川市衛生施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

掛川市・菊川市衛生施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約（平成28年掛川市告示第27号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

掛川市・菊川市衛生施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務及び情報公開・個人情報保護審査会事務の委託に関する規約

第1条中「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務（以下「委託事務」という。）」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事務
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項第4号の開示決定等、同法第94条第1項の訂正決定等、同法第102条第1項の利用停止決定等又は同法第76条第2項の開示請求、同法第90条第2項の訂正請求若しくは同法第98条第2項の利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務
- (3) 掛川市・菊川市衛生施設組合情報公開条例（平成24年掛川市・菊川市衛生施設組合条例第5号）に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務

第2条中「行政不服審査会」の次に「及び情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第39号

情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（東遠工業用水道企業団）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、東遠工業用水道企業団から情報公開・個人情報保護審査会事務を受託するとともに、東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約を次のとおり変更することに関し、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約（平成28年掛川市告示第28号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務及び情報公開・個人情報保護審査会事務の委託に関する規約

第1条中「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事務
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項第4号の開示決定等、同法第94条第1項の訂正決定等、同法第102条第1項の利用停止決定等又は同法第76条第2項の開示請求、同法第90条第2項の訂正請求若しくは同法第98条第2項の利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務
- (3) 東遠工業用水道企業団情報公開条例（平成19年東遠工業用水道企業団条例第6号）に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求に関する事務

第2条中「行政不服審査会」の次に「及び情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第40号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更することに関し、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議案第41号

東遠学園組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東遠学園組合規約を次のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

東遠学園組合規約の一部を変更する規約

東遠学園組合規約（昭和45年5月12日静岡県指令地第185号）の一部を次のように変更する。

第3条第12号中「こども発達センターきためばえ」を「こども発達センターひがしめばえ」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第42号

掛川城天守閣修復景観整備工事変更請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、掛川城天守閣修復景観整備工事について、次のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 契約の目的 掛川城天守閣修復景観整備工事
- 2 契約金額 金 21,340,000円（減額）  
（変更後の契約金額 金 156,310,000円）
- 3 契約の相手方  
住所 掛川市上西郷360番地の1  
  
商号 株式会社 山本組  
  
代表者 代表取締役 戸塚 成男

(参考資料)

- 1 工 事 名 掛川城天守閣修復景観整備工事
  
- 2 工 事 の 概 要 内 容 掛川城修復  
外壁劣化部撤去・復旧 一式  
高欄劣化部撤去・復旧 一式  
屋根瓦補修 一式  
雷保護設備補修 一式
  
- 3 変 更 内 容 漆喰壁修復の中塗について、全て修復予定でいたが、仮設の足場を設置し詳細に状況を精査した結果、中塗の補修を必要としない箇所が確認できたため施工範囲を減工した。  
当初施工予定 406㎡ → 変更施工箇所 50.3㎡
  
- 4 工 事 箇 所 掛川市 掛川 地内
  
- 5 工 期 令和4年6月8日から令和5年3月24日まで

